

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和5年6月15日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会案内 1,637部 奈良県議会報告「号外号」 3,000部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	6月議会の案内、予算執行停止について ※領収書番号31番以降の郵送は県議会報告のみ送付				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	7,070円	12面×20シート ×10冊	28
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	120,144円	@62×1,614通 @84×239通	30
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	252円	@84×3通	31
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	84円	@84×1通	32
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	840円	@84×10通	39
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	588円	@84×7通	43
	広報誌印刷 封入封緘代	日本郵便 株式会社	126,945円	3,000部	45
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	588円	@84×7通	49
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	84円	@84×1通	50
	広報誌郵送用 切手代	日本郵便 株式会社	504円	@84×6枚	51
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	588円	@84×7通	59
合計 257,687円 95%充当 合計 244,796円					
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

さて、同封の紙面の通り奈良県議会において、  
一般質問をさせていただきます。

お時間を許しましたら奈良テレビにて、県議  
会の活動の一端をご覧ください。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後  
ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い  
申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己

奈良県議会 令和5年6月定例会 小村尚己 一般質問

日時：6月26日(水) 13:00～

奈良テレビにて生放送

質問内容は以下の通りです。



番号	答弁者	質問項目	質問要旨	担当課
1	危機管理監	高齢運転者の交通安全対策について	県として、高齢運転者が悲惨な事故の加害者とならないよう、運転免許証の自主返納をはじめとする高齢運転者の交通安全対策について、どのように取り組んでいくのか。	安全・安心まちづくり推進課
2	観光局長	広域的な観光地域づくりの促進について	市町村やDMO（観光地域づくり法人）、観光関連事業者等と連携し、広域的な観光地域づくりを促進することが重要だと考えるが、どのように取り組んでいくのか。	ならの観光力向上課
3	教育長	県立二階堂高等学校キャリアデザイン科について	県立二階堂高等学校キャリアデザイン科における取組の概要と今後の充実策の方向性について伺いたい。	高校の特色づくり推進課
4	教育長	教育職員を指す障害のある学生の支援について	教育職員を指す障害のある学生を支援するため、奈良県が独自に進めている全国ネットワークの取組状況について伺いたい。	教職員課
5	会計局長	奈良県公契約条例について	奈良県公契約条例が施行されてから8年目になるが、これまでの成果と今後の取組について伺いたい。	会計局総務課

山下奈良県知事は、本年度予算の政策をまとめた「奈良新『都』づくり戦略2023」の29事業について、予算執行を全部または一部中止するとのこと。

### 【予算の全部執行中止】

- ① アンカールート国道168号の整備
- ② 奈良県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けての検討
- ③ 農地マネジメントの推進・特定農業振興ゾーンの整備
- ④ みつえ高原牧場の整備
- ⑤ 文化観光推進・歴史体験 なら記紀・万葉プロジェクトの継続展開 など

### 【予算の一部執行中止】

- ⑥ 奈良県コンベンションセンターを利用した観光振興
- ⑦ 平城宮跡歴史公園の整備
- ⑧ 自転車の周遊環境整備と安全利用
- ⑨ 大規模広域防災拠点の整備
- ⑩ 大和西大寺駅の高架化・近鉄奈良線の移設
- ⑪ リニア中央新幹線「奈良市附近駅」の早期確定と関西国際空港接続線
- ⑫ 西和医療センターの移転・再整備の検討
- ⑬ まほろば健康パークの機能強化
- ⑭ (仮称)奈良県立工科大学の設置推進、奈良県立大学の教育充実
- ⑮ 中央卸売市場の再整備
- ⑯ NAFIC教育の充実と周辺の整備
- ⑰ 大和平野中央田園都市構想の推進 など

特に、⑨大規模防災拠点 ⑪リニア中央新幹線「奈良市付近駅」早期確定 ⑫西和医療センター移転・再整備の検討について現段階では、奈良県にとって必要であると思っています。

知事も民意によって選ばれた知事です。議会も民意によって選ばれた議員です。

これから見直した結果が出てくるとは思いますが、是々非々で一つ一つ丁寧に審議していきたいと思っています。

本当に奈良県にとって必要か必要でないのかを見極める議論をしていきたいと思っています。

# 奈良県臨時議会

5月24日の奈良県臨時議会において、正副議長と委員会の所属が決定いたしました。副議長に岩田国夫、副議長に池田慎久が選出されました。共に、私が所属する『自由民主党・無所属の会』からの選出です。

また、私は経済労働委員会委員長のお役目をいただきました。有意義な委員会になるよう元気いっぱい、尽力いたします。

## 奈良県議会 委員会委員名簿

議長 岩田 国夫  
副議長 池田 慎久

監事 若林 かずみ 田中 惟光  
副議長 岩田 国夫 池田 慎久  
副議長 山田 洋平 西川 勉  
副議長 山田 洋平 西川 勉  
副議長 山田 洋平 西川 勉

(令和五年五月二十四日現在)

委員会名称	委員会						委員長	副委員長	委員
	文書	建設	経済	保健	総務	その他			
議会運営委員会	山本 通憲	阪口 保	乾 裕之	小村 尚己	川口 延良	大田 正博			
教育委員会	浦西 教史	正田 進一	川口 信	森山 賢文	亀甲 義明	山村 幸博			
環境委員会	青藤 有紀	金山 成樹	星川 大地	清田 典幸	松本 秀一郎	工藤 隆也	金山 成樹	水田 恒	山田 洋平
健康福祉委員会	正田 進一	藤本 真樹	若林 かずみ	中川 誠	伊藤 将也	藤西 教史	原山 大亮	山田 洋平	西川 勉
産業観光委員会	亀甲 義明	原山 大亮	藤田 崇代	松尾 勇臣	米田 忠則	藤野 良次	井岡 正樹	清水 勉	西川 勉
議会運営委員会	山本 通憲	藤田 崇代	山本 通憲	岩田 国夫	中野 雅史				岩田 国夫

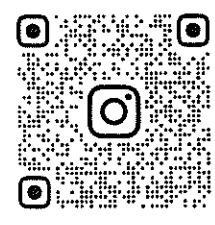
(引用・奈良県)

2023年4月9日投開票の奈良県議会議員選挙において、43人が決まりました。当選者の内訳は現職24人、元議員2人、新人17人です。投票率は54.96%。2019年の奈良県議会議員選挙は49.72%でした。新人議員の多数の当選に加え、投票率の向上。県民の皆様からの『奈良県政への関心』、そして、『刷新』を求められているのだなと強く感じます。だからこそ、今まで以上に真剣に取り組み、本当に奈良県のために必要なことは何なのかを見極め、日々勉強し、審議してまいります。

そして、斑鳩町、安堵町、三郷町、平群町。生駒郡の奈良県議会議員として、教育、防災、福祉、観光など。地域のため、奈良県のため、『まちづくり』を2期目も頑張っております。

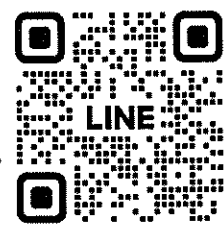
先の台風2号と梅雨前線による豪雨被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。各自治体が運用している公式ラインアカウントや各種SNSにおいて緊急性の高い防災情報、避難情報の発信、運用がうまくできていないと感じました。生駒郡四町に働きかけてまいります。

『命をまもる防災』は行政の最も大切な仕事の1つです。皆様が安心して暮らせるまちにするため、今後も尽力いたします。



KOMIURA NAOKI NARA

こむらなおき事務所  
公式ラインアカウントです。  
ご意見・ご要望・ご相談  
何かありましたらお気軽にご連絡ください！  
日々の活動は各種SNSでも発信しております。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和5年7月31日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.20 22,500部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	3,535円	12面×20シート×5冊	53
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	103,152円	@62×1,638通 @84×19通	62
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	10,512円	@73×144通	63
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	84円	@84×1通	72
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	2,016円	@84×24通	75
	印刷・デザイン・ 構成費・ 三つ折り加工	(株)FG	24,750円	2,500枚	77
	印刷・デザイン・ 構成費	(株)FG	110,000円	20,000枚	77
	新聞折込	(株)FG	66,000円	20,000枚	77
	振込手数料	南都銀行	220円		77
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	4,284円	@84×51通	87
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	420円	@84×5通	90
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	4,956円	@84×59通	93
	合計 329,929円 ※95%充当 313,429円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

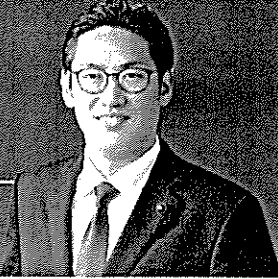
奈良県議会六月議会において、一般質問をさせていただきます。報告書を同封させていただきます。

また、ご意見や、ご要望、地域の状況等、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己



### 山下知事

### 「奈良県新『都』づくり戦略2023」の29事業について、 予算執行を全部または一部中止すると発表

※6月12日、本年度予算の  
政府をまとめたもの

## 県議会 定例会 において

# 本会議一般質問を致しました！

### こむらの見解

選挙後初の本会議で、  
予算執行査定について一  
般質問をいたしました。  
議会上でも述べさせて  
いただきました通り、  
知事も私も「奈良県をよ  
り良くしたい」という気  
持ちは同じだと思いま  
す。しっかりと議論をし  
どの事業が必要で、どの  
事業が必要でないかを  
見極める議論をしてい  
くべきだと思います。

知事は大型プロジェクト  
の予算執行停止を一  
か月で議会と議論する  
ことなく発表されまし  
た。こむらも知事が変  
わったのであるから事業  
停止はするべきだと思  
います。しかし、早急に  
結論をだすのではなく、  
まず一時停止をし、県民  
の皆さまに選ばれた知  
事と議会ですっかり議論

をしたのちに結論を出  
すべきだと思います。知  
事は事業停止について  
「公約で掲げた」「選挙で  
選ばれた」とおっしゃい  
ます。しかし、選挙結果  
です。「この事業は停  
止すべき」「停止すべきで  
ない」など、二つを語ら  
なければなりません。  
だからこそ、事業が奈良  
県ひいては県民にとって  
必要か必要でないかを  
もう一度、県議会と議論  
しながら「必要なものは  
する。必要ないものはし  
ない。」という判断をし  
て頂きたいと思っていま  
す。実際にこむらが質問  
した項目の中でも説明  
がこの1か月の間に変  
わっている箇所、把握で  
きていない事項等もあ  
り、停止ありきの早急な  
判断であったと感じまし  
た。しっかりと議論しなが  
ら正しい判断をしてい  
きたいと思えます。

### 予算執行査定について

予算執行査定の結果、執行しない予算について、今年度決算で不用とするとのことだが、議会の議決を得た予算を知事の判断で執行しない場合は、補正予算案を提案するなど、議会や県民に丁寧に説明し、意見を聞くべきと考えるがどうか。

### 質問について

予算の執行停止にあたり、議会との十分な議論と説明、県民の皆様への説明がなされていないと感じました。実際に私も知事と議論をするのが、この一般質問が初めての場でもありました。知事が変わりましたので、本  
当に奈良県に何が必要な  
かを見直す大切な機会であ  
りますので、「十分な議論を  
するためにも減額補正予算  
を提案する必要があるの  
ではないか。」と質問いたし  
ました。

の内訳は、国からの予算も多  
く占めております。事業執行  
停止することにより、これらの  
予算は消滅してまいりますの  
で、その損失は計り知れませ  
ん。もう少し、慎重に判断をす  
るべき。必要な事業、必要でな  
い事業を見極めるべきです。

こむらも知事が変わった  
のであるから事業停止をし、  
もう一度予算を見直すべきだ  
と思っています。しかし、今  
回の予算執行停止による  
総事業費の約4730億円

また、執行側に考えて頂きた  
いのは、決断を疑うことであ  
る。政治の世界に正解はない  
からこそ、自分の決断を疑って  
ほしい。そして、議会というフ  
ィルターを通すことにより正  
解に近づく手続きをとってほ  
しい。だからこそ、減額補正予  
算案を出して議論の機会を設  
けることで、県民の皆様を選  
ばれた知事と議会で「本当に  
より良い奈良県にするために  
何が必要か」を議論していくべ  
きであると思っています。



## 予算執行以外の質問

- ・大規模災害に備えた広域防災拠点の必要性について
- ・西和医療センターの移転・再整備について

## 西和医療センターについて

西和医療センターは、王寺駅南側に作る予定でしたが、知事が事業執行停止されました。

私自身も他の候補地の検討に協力をし、西和7町の県民が利用しやすく運営しやすい場所をもう一度、考え直したいと思います。生駒郡内に病院を建設できるように生駒郡4町の町長と協力し尽力してまいります。

### まとめ

6月県議会に知事から提出された一般会計補正予算等の議案に賛成いたしました。6月県議会に提出された補正予算は国からの交付金によって物価高対策等、県民にとって必要な予算だと判断しました。

これからも知事とは是々非々で議論をし、県民にとって必要な施策は何なのかを突き詰めていきたいと思っています。



## こむらのコラム

6月4日に開催されました全国植樹祭に経済労働員会の委員長として岩手県陸前高田市に行ってきました。

式典では、天皇皇后両陛下の御臨席を賜ります。写真の後ろは奇跡の一本松です。東日本大震災で多くの被害が出た中で奇跡的に残った1本、希望のシンボル。議員という仕事をいつまでするかわかりませんが、議員を引退したら私が植えた木がどこまで成長したのかをもう一度、見にこようと思います。木の成長以上に自分は、成長して、自分がやるべきことは、全てやりましたとこの木にお伝えしようと密かに思っています。

## こむらなおきのスケジュール

※日程変更している場合がございます。

1日 議員総会、議案調査、商工祭り実行委員会	13日 斑鳩町長と会議、平群町議会傍聴、一般質問準備、県議会聞き取りレク	県議会聞き取りレク
2日 地元要望2件、商工会会議	14日 斑鳩町長と会議、クリーンキャンペーン参加、商工会例会、一般質問準備	23日 県議会代表質問、意見調整会議、県議会会議
3日 経済労働委員会委員長公務、全国植樹祭@岩手県陸前高田市	15日 議案案件調査、王寺町長聞き取り調査、自民党会館評議委員会	24日 一般質問準備、自民党奈良県連絡務会
4日 全国植樹祭	16日 議案調査、県議会本会議開会、青年会議所会議	25日 一般質問準備、調査
5日 全国植樹祭、要望1件	17日 地元要望2件、奈良県レクリエーション協会理事会	26日 意見書調整会議、県議会一般質問、県議会聞き取りレク
6日 生駒郡豪雨被害視察聞き取り、斑鳩町議会傍聴、安堵町議会傍聴、郡土木要望活動	18日 学童軟式野球大会準決勝・決勝、生駒市市民体育大会	27日 地元要望1件、一般質問、緑化推進協会理事就任手続き、殺処分ゼロをめざす奈良県議会議員連盟会議
7日 三郷町議会傍聴、高市事務所訪問、経済労働委員会	19日 新十津川町公務訪問	28日 郡土木要望、地元案件聞き取りレク
8日 県議会勉強会、一般質問準備、調査	20日 新十津川町公務訪問	29日 治水対策会議、会合1件挨拶、県議会経済労働委員会
9日 県議会勉強会、一般質問準備、調査	21日 新十津川町公務訪問、一般質問準備	30日 アポ1件、万葉荘園会議、地元要望1件聞き取り
10日 青年会議所奈良ブロック大会、お通夜	22日 県議会案件調査、一般質問準備、	
11日 学童軟式野球大会開会式、平群マルシェ		
12日 観光施策要望、知事定例記者会見視聴、県議会勉強会、一般質問準備		

活動ご協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。自治会内のお知り合いや地域の集まりで配布していただけるなどがございましたら、お持ちいたしますのでご連絡ください。

各種SNS

日々の活動  
はこちら



ご意見ご要望  
はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興野7-7-2

携帯 Mail 080-6234-2379 komura@kyouikujyuku.com

FAX 0745-75-7898

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

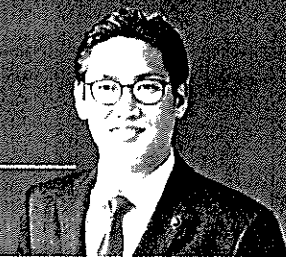
会派・議員名 小村 尚己

年 月 日	令和5年8月31日				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.21 30,000部				
対象者	生駒郡				
配布方法	ポスティング・駅頭・郵送				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷・デザイン・構成費・三つ折り加工	(株)FG	165,000円	30,000枚	78
	振込手数料	南都銀行	220円		78
	広報誌郵送 用切手代	日本郵便 株式会社	1,428円	@84×17通	99
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	336円	@84×4通	107
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	336円	@84×4通	108
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	84円	@84×1通	110
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	2,940円	@84×35通	118
	合計 170,344円 ※95%充当 161,825円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

# こむら なおき

## 奈良県議会活動報告



政策新聞

Vol. 21



地域を知るため、自分で歩き、  
県議会報告をポスティングしております。  
見かけたらお気軽にお声がけください。

奈良県議会議員 こむら なおき

# 奈良県 教育環境の充実を!!

奈良県の高校入試  
制度が令和7年度より  
大きく変わります。

現在の県立高校入試  
では、特色選抜と一般  
選抜の2つの試験が  
実施されていますが、  
令和7年度から『共通  
選抜』に一本化される  
方針です。試験科目  
と配点は現行の一般  
入試制度と変更は  
ありません。

この一本化に伴い、  
受験校の第一希望が  
選択できるようになる  
と共に、出願の際に提  
出する調査書の内容が  
変わります。

調査書の点数はいわ  
ゆる内申点です。これ  
までの評価対象は2年  
次と3年次の成績でし

たが、これに1年次の評  
価が加わります。

1年次と2年次につ  
きましては「主体的に  
学習に取り組む態度」  
という観点を3段階  
で評価の対象にする  
方針です。

### 入試制度における内申点の変更

学年	科目	満点
2年時	9科目	5点満点
3年時1学期	9科目	5点満点
3年時2学期	9科目	5点満点
合計		135点満点

学年	科目	満点
1年時	9科目	3点満点
2年時	9科目	3点満点
3年時1学期	9科目	5点満点
3年時2学期	9科目	5点満点
合計		144点満点

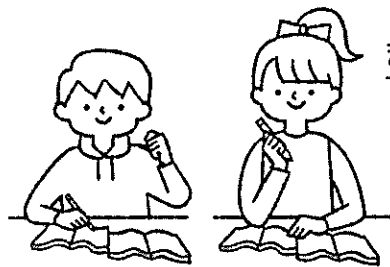
### 学習者を主体とした授業改善に関する取り組み状況

実施内容	学年	奈良県	全国	差
授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか	小	63.1	65.4	-2.3
(発表していた、どちらかといえば発表していた)	中	56.6	63.3	-6.7
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた	小	73.4	77.3	-3.9
(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)	中	72.5	79.2	-6.7
授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていた	小	65.1	72.2	-7.1
(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)	中	52.0	67.4	-15.4
授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた	小	77.2	79.7	-2.5
(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)	中	71.0	75.3	-4.3

令和4年度に行わ  
れました全国学力・  
学習状況調査では、  
奈良県は、教科に関  
する調査が小学校  
と中学校で、すべて  
の教科で全国平均を  
下回った結果となり  
ました。そして、令和  
7年度から中学生の  
調査書の評価となる  
「主体的に学習に取  
り組む態度」に関す  
る「学習者を主体と  
した授業改善に関す  
る取組状況」の結果  
もすべて全国平均を  
下回っております。

▲引用:奈良県

Let's study!



「子どもたちが「主体的に学習に取り組む」には魅力ある授業でないといけません。それに

「こどもたちが」主体的に学習に取り組むには魅力ある授業でないといけません。それに

な問題です。感じられなくなり、成り手不足も深刻

「こむらも、民間教育に20年以上携わり、塾経営の経験を活かし、奈良県のためにできることを頑張っています。」

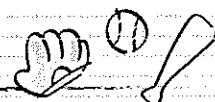
います。教職員の負担が大きすぎて、魅力のある仕事と

「こむらも、民間教育に20年以上携わり、塾経営の経験を活かし、奈良県のためにできることを頑張っています。」

は教職員が授業準備に時間を取れ、余裕をもって働ける職場環境でないといけません。奈良県でもCBT方式のテストの導入や、部活動指導員の外部委託など、

「こむらも、民間教育に20年以上携わり、塾経営の経験を活かし、奈良県のためにできることを頑張っています。」

## こむらのコラム

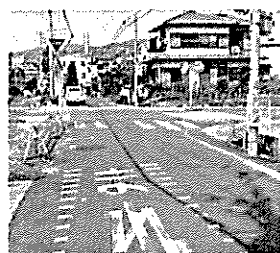


高校時代はサッカーをしていましたが、最近は息子の少年野球に夢中です。土日の行事の合間に試合を見に行ったりしています。無趣味で仕事ばかりのこむらにとって、最高の楽しみです。生駒郡軟式野球連盟の会長として始球式も経験させていただきました。

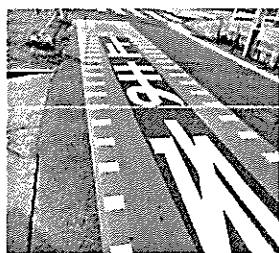
一所懸命に取り組む子どもたち、笑顔の子どもたちを見ると元気と勇気をもらえます。こむらも子育て世代の当事者として、より良い奈良県にするために一所懸命動いてまいります。

## BEFORE 要望 AFTER

### ●路面標示

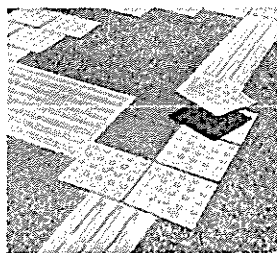


before

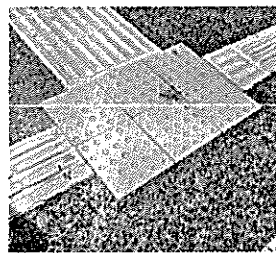


after

### ●点字ブロック



before



after

これまで地域の皆さまからいただきましたご要望を解決してきました。何かお困りごとがございましたら、お気軽にご要望ください。全力で取り組ませていただきます。地域の身近な議員になれるように頑張っています。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNS

日々の活動  
はこちら



ご意見ご要望  
はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 Mail 080-6234-2379 komura@kyouikujyuku.com

FAX 0745-75-7898

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和5年11月21日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.22 33,000部				
対象者	生駒郡・県民				
配布方法	郵送、新聞折込、ポスティング、駅頭、街頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌郵送 用宛名ラベル シート	Amazon	7,539円	12面20シート×7	117
	広報誌添え 状用コピー 用紙代	Amazon	5,220円	2,500枚×2 内2,500枚使用 残りはvol24	121
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	104,904円	@62×1,608通 @84×62通	126
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	14,821円	@73×157通	127
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	420円	@84×5通	128
	印刷・デザ イン・構成 費・三つ折 り加工	(株)FG	176,550円	28,000枚	137
	ポスティ ング費	(株)FG	44,000円	5,000枚	137
	新聞折込	(株)FG	63,690円	20,000部	137
	振込手数料	南都銀行	220円		137
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	924円	@84×11通	138
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	1,008円	@84×12通	141
	広報誌郵送 代	日本郵便 株式会社	1,176円	@84×14通	145
合計 420,472円 ※95%充当 399,445円					
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

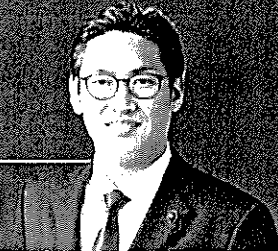
九月議会では、生駒郡にとって非常に大切な新西和医療センターの移転候補地の再検討を中心に質しました。その報告書を送付させていただきます。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己





### 新西和医療センター

# 12月に候補地決定か!?

西和医療センター  
移転候補地  
再検討について

A.知事  
移転候補地を比較するにあたっては、

予算審査  
特別委員会

こむらの見解

知事が6月に西和医療センター候補地の再検討を掲げたときから「本場に最適な場所はどこなのか」など、地域の皆さまにとって最善の場所になるよう働きかけています。知事がどのような点を重視して、候補地を検討していくのかを質問いたしました。

#### 候補地は?

Q.こむら

西和医療センターの移転・再整備について、現在の候補地のJR王寺駅南側に加え、他の候補地も含めて検討していくとのことですが、今後どのような点を重視して検討を進めていくのが。

#### 開院時期は?

Q.こむら

IS値(構造耐震指標)が低く早期の建て替えが必要である。当初の予定である令和13年度の開院を堅持すべきと考えているが知事の考えはどうか。

A.知事

私も同感で13年度の開院を堅持できると思っている。

#### 決定時期は?

Q.こむら

12月議会に向けて新西和医療センターの移転先を決定していきたいという方針を示されたが、その進め方は具体的にどうなっているのか。

A.病院マネジメント課

現時点では比較項目の検討。早急に比較項目を決定し、定量的に適地の選定をしていく。その中で、県の恣意的なものとならないよう、県立病院機構との意見交換や外部有識者からの専門的な意見を伺う。それらの手順を経て、12月議会の定例会にて報告したい。西和7町には12月議会の定例会で報告する前に、丁寧に説明を行う。

知事は移転先の候補地を決める上で、各町から提示された候補地について、移転候補地を比較する上で重要視する4つの観点を約24項目に分類設定し、1項目5点満点で定量的に採点をを行い評価して選定することと決まっています。

最後に決めるのは県だということ、その過程において恣意的な判断をしないことを明確にするべきです。こむらはまず、運営側である病院機構が重視する観点を約24項目の中に重点的に入れる必要があり、これが一番大事であると考えます。また、第三者の目で評価項目のアドバイスをいただき、項目の妥当性も確保すべきだと考えます。これらの意見を決算特別委員会において知事に問うたところ、こむらの意見に対して「100%同意する」と発言されました。

「それぞれの比較項目について、西和7町や県議会にもきちんと説明する。」「選考を行った後、結果報告でそれぞれの候補地が何点の評価だったかは公表する。」とも発言されました。

# 9月議会でのその他の質問と質問一覧



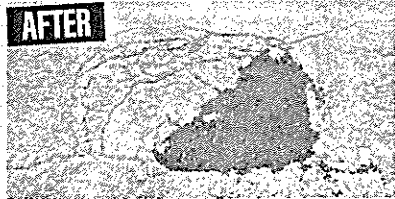
決算審査特別委員会の様子

- 関西広域連合への全部参加について
- 大阪・関西万博への取組について
- 大規模広域防災拠点について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた競技力の向上について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備について

BEFORE



AFTER



## こむらのコラム



県議会の会期中は議案をしっかりと読み込み、少しでも時間を見つけてはポストイングで県政報告のチラシを皆さまにお届けしております。

平群町を歩いていますと、道路にかなり深い穴ぼこが出来ていました。町に報告しましたらすぐに修繕していただきました。各町の職員さんにはいつも素早い対応をしていただいています。

政治家としての足腰は、地域を歩くことだと思っています。

自分の足で地域を歩くといろいろなことに気づけます。

空き家の多い地域の防犯対策、坂の多い地域の公共交通など、課題があります。1つずつ解決に向けて頑張っています。

## こむらなおきのスケジュール

1日 法隆寺青年会議所例会	14日 小学校運動会、決算資料読み込み	25日 経済労働委員会県外視察
2日 予算審査特別委員会、奈良県農業会議	15日 橿原市長選挙かめだ市長出発式	26日 地元要望 自民党第二選挙区支部青年局勉強会
3日 予算審査特別委員会 奈良県レクリエーション協会	信貴山毘沙門天王二十八使者守護善神 練り行列	27日 緑化作品コンクール審査 国民健康保険会議
4日 県庁自民党勉強会	16日 決算審査特別委員会、決算資料読み込み	28日 世界遺産サミット
5日 平群町戦没者追悼式、地元要望2件	17日 決算審査特別委員会	29日 世界遺産サミット
6日 予算議決、地元祭り準備お手伝い	18日 地元要望、橿原市長選挙応援弁士	30日 地元要望、婦人会運動会
7日 地元祭り	19日 地元要望、橿原市長選挙補選応援弁士	31日 資料読み込み、奈良県トリム体操連合会
8日 地元祭り	20日 県議会閉会日、意見調整会議、議員総会	
9日 祭り後片づけ、事務作業	21日 法隆寺幼稚園運動会	
10日 県庁勉強会、地元要望1件 決算委員会資料読み込み	22日 橿原市長選挙応援弁士 龍田大社秋季大祭	
11日 決算審査特別委員会	23日 経済労働委員会県外視察	
12日 決算審査特別委員会 商工会青年部例会	(パークPFI、民間活力を導入したまちづくり、水素エネルギー)	
13日 決算審査特別委員会	24日 経済労働委員会県外視察	

※日程変更している場合がございます。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNS

日々の活動  
はこちら



ご意見ご要望  
はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379  
Mail komura@kyouikujuuku.com

FAX 0745-75-7898



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小村 尚己

年 月 日	令和5年12月6日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.24 42,889部				
対象者	生駒郡・県民				
配布方法	郵送、新聞折込、ポスティング、駅頭、街頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県政についての報告 令和5年度県議会振り返り				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	広報誌添え状用 コピー用紙代	Amazon	5,220 円	2,500 枚×2 内 2,500 枚使用 残りは vol22	121
	広報誌郵送用宛 名ラベルシート	Amazon	10,200 円	12 面 20 シート×8	136
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	120,848 円	@62×1,792 通 @84×116 通	146
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	13,140 円	@73×180 通	147
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	420 円	@84×5 通	148
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	168 円	@84×2 通	149
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	3,024 円	@84×36 通	159
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	420 円	@84×5 通	166
	印刷・デザイン	(株)FG	132,550 円	22,300 枚	167
	新聞折込	(株)FG	63,690 円	19,300 部	167
	印刷・デザイ ン・ポスティ ング費	(株)FG	317,071 円	20,589 枚	167
	郵送用封筒代	(株)FG	72,600 円	6,000 枚	167
	振込手数料	南都銀行	220 円		167
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	336 円	@84×4 通	169
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	924 円	@84×11 通	182
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	252 円	@84×3 通	195
広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	336 円	@84×4 通	197	

	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	168 円	@84×2 通	202
	合計 741,587 円 ※95%充当 704,503 円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

今年一年を振り返った県政報告を同封しております。

また、ご意見や、ご要望、地域の状況等、お気軽にご連絡いただけましたら幸いです。これからは是非々の姿勢を忘れることなく、頑張っております。

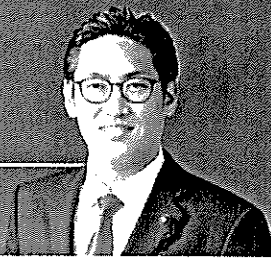
最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己

# こむら なおき

奈良県議会活動報告 自由民主党・無所属の会



政策新聞

Vol. 24

1年で最も寒い時期となりました。

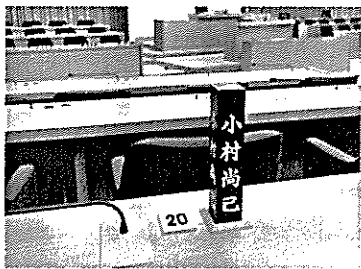
皆様にはお健やかに過ごしの事とお慶び申し上げます。

皆さまのご健康をお祈りすると共に、生駒郡のため、奈良県のため、

「地域の身近な議員」を目指して、2024年も引き続きがんばってまいります。

奈良県議会議員 こむらなおき

## 4月・5月 統一地方選挙、奈良県議会議員2期目スタート



生駒郡の皆様から11,752票のご信託をいただき、奈良県議会議員として2期目の仕事を与えていただきました。会派は「自由民主党・無所属の会」に所属し、常任委員会では経済労働委員会の委員長のお役目をいただきました。委員長として、6月には天皇皇后両陛下もご参列されました全国植樹祭に、11月には秋篠宮ご夫妻もご臨席されました全国育樹祭に参加いたしました。

### 選挙結果

小林誠(日本維新の会)	13,527 票
小村尚己(自由民主党)	11,752 票
宮本次郎(日本共産党)	10,659 票
有権者数 64,005人 / 投票率 57.05% / 定数 2	

県議会では知事が変わり、本年度予算の政策をまとめた「奈良新『都』づくり戦略2023」の予算執行停止を発表されました。

## 6月議会 一般質問

6月議会の一般質問では「自由民主党・無所属の会」のトップバッターとして、『予算執行停止』を中心に質問しました。こむらも知事も「奈良県をより良くしたい」という気持ちは同じだと思います。

知事が変わったのですから、事業を停止することに反対ではありません。しかし、早急に結論を出すのではなく、県民の皆さまに選ばれ

た知事と議会で議論をした後に結論を出すべきです。実際に知事と議論をするのが、この一般質問が初めての場でもありました。そして、この一般質問においても、知事が把握できていない事項、当初と説明が変わっている箇所もあり、停止ありきの早急な判断であったと感じました。

「より良い奈良県にしていくために、本当に奈良県にとって必要なことは何なのか。」  
しかりと勉強をし、2024年も是々非々で知事と議会で議論を続けてまいります。

### 6月議会の様子



- 予算執行査定について
- 大規模災害に備えた広域防災拠点の必要性について
- 西和医療センターの移転・再整備について

4月、12月

令和5年度を振り返り

## 9月議会 統括質問

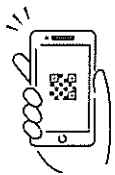
知事が西和医療センター候補地の再検討を掲げたときから、「本当に最適な場所はどこなのか」など、地域の皆さまにとって最善の場所になるように働きかけていました。移転候補地を再検討するにあ

たり、県が恣意的な判断をしないことを明確にすべきだと考え、知事に2つの重要なことを提案いたしました。

- ① 運営側である病院機構が重視する観点を定量的に採点する約24項目の中に重点的に入れる必要がある
- ② 第三者の目で評価項目のアドバイスをいただき、項目の妥当性も確保すべきである

この2つの意見に対して、知事は「こむら議員の意見に対して100%同意する」と答えました。

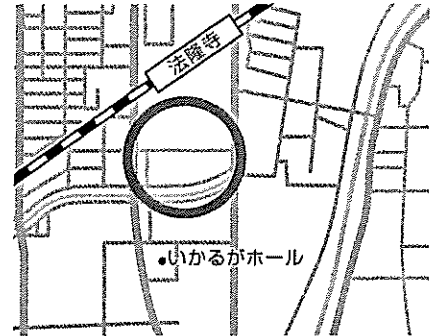
### 9月議会決算特別審査委員会の様子



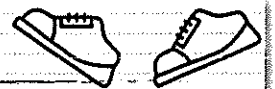
- 関西広域連合への全部参加について
- 大阪・関西万博への取組について
- 新西和医療センターの移転・再整備について
- 大規模広域防災拠点について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた競技力の向上について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備について

## 12月議会 新西和医療センター斑鳩町に決定

新西和医療センターの移転予定地が斑鳩町に決定いたしました。法隆寺駅の南側、いかるがホールの北側が予定地となります。候補地が決まりましたが、まずは周辺地域の皆さまにご理解をいただかなくてはなりません。また、令和13年度の開院をしっかりと堅持すべく地元の県会議員として協力してまいります。



### こむらのコラム



12月議会の合間に農業政策を県庁で確認していると、職員の方から「この間、奈良県の要望に農水省へ行ったら副大臣の鈴木さんが小村議員の話をされてましたよ。選挙期間中に地元でゴム井堰を見せてもらったって。」

選挙期間中にも応援に来ていただいた、農林水産副大臣の鈴木のりかずさん。自民党の前青年局長でありたい繋がりをいただいています。更に繋がりを作って国の案件もどんどこなせるように頑張ります。

また、党務で学生部担当役員として京都に行きました。若手国会議員との繋がりも作り、将来の地域のためにも若い人たちにも政治に興味を少しでも持ってもらえるよう頑張ります。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNS

日々の活動  
はこちら



ご意見ご要望  
はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興翼7-7-2

携帯 Mail 080-6234-2379 FAX 0745-75-7898  
komura@kyouikujuuku.com



郵便区内特別

生駒郡を力強く、前へ。

奈良県議会議員 **こむらなおき**

〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留 7-7-2

携帯 **080-6234-2379** FAX **0745-75-7898**

Mail [komura@kyouikujyuku.com](mailto:komura@kyouikujyuku.com) HP ▶ <https://komuranaoki.com/>

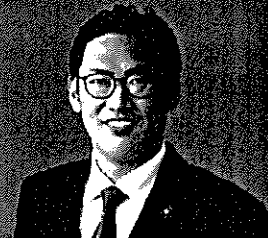
第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小村 尚己

年 月 日	令和6年1月22日				
表題と発行部数	奈良県議会報告「号外号」 6,500部				
対象者	生駒郡				
配布方法	駅頭・ポスティング				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県政報告 主に西和医療センターの移転候補地決定について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	デザイン・構成費	明洋社	16,500円	2面	165
	印刷費・ポスティング代	明洋社	64,350円	6,500枚 内6,000枚ポスティング	165
	合計 80,850円 95%充当 合計 76,807円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。



新西和医療センター  
移転候補地

# JR法隆寺駅南側に決定

新西和医療センターの移転候補地が斑鳩町に決定しました。こむらも生駒郡内に病院が建てられるように『①運営側である病院機構が重視する観点を重点的にいれること』『②第三者の目で評価項目のアドバイスをいただき客観性を担保すること』を提案し、知事からは、「こむら議員に100%同意する」という答弁をいただいております。

中西町長や町幹部と連携しながら、県との情報のパイプ役として、PR方法を共に考えてまいりました。

これから斑鳩町は劇的に変わります。もちろん、生駒郡も波及的に変わっていきます。

『生駒郡を力強く前へ』

地域のみなさまのために、今後も尽力してまいります。

## 斑鳩町が選定評価で最多得点

移転候補地の再検討が掲げられた時から、各町長が最適な候補地を提案し、中西町長も知事が重要視する4つの項目の観点を踏まえ、候補地を県に提案し、アピールされました。結果として、最適な候補地を提案することができ、選定評価で最多得点を獲得することができました。

こむらは町と県をつなぐパイプ役である県議会議員として、中西町長や町幹部と連携し、4つの項目や県へのPRの仕方を考え、働いてまいりました。

まちづくりが政治家にとって最も大事な仕事の1つであると考えています。700人以上の医療従事者が雇用される病院が建設されます。人が集まることによる経済効果はもちろん、病院を中心とした周辺道路や、JR法隆寺駅周辺の整備も進んでいきます。地域医療を包括的に支える病院が建設されることにより、健康づくり、福祉などの観点からのまちづくりも進んでいきます。

知事は、恣意的な選定にならないことを強調されていきました。地域のみなさまにとって最適な場所、西和7町のみなさまが納得できる場所が、客観的観点から選ばれました。

これからも本当に必要なことを見極め、地域のみなさまにとって身近な議員を目指し頑張っております。

JR法隆寺駅南側地区(斑鳩町) 付近図



9月議会での質問



比較検討結果



## 新西和医療センター移転候補地にかかる斑鳩町の比較検討結果

### ①アクセス性【9項目×5点=45点】

- ・JR法隆寺駅はJR王寺駅に次いで利便性が高く、駅から病院へのアクセスも良い
- ・西和7町の中心から比較的近く、周辺道路の混雑も少ないため、自家用車でのアクセスは良好
- ・緊急輸送道路から進入路を確保でき、救急車などの進入やドクターヘリによる患者輸送に支障がない

32点で1位

### ③整備スケジュール【5項目×5点=25点】

- ・現時点で用地取得への同意が見込まれ、早期の用地取得の見通しが立てられる。
- ・既存施設は農業用倉庫やビニールハウスのみで、補償交渉に要する期間が短い。
- ・盛り土は必要だが、大規模な造成工事は不要。
- ・高さ制限の緩和、市街化区域への編入は必要。農振地域の農用地区域だが、埋蔵文化財包蔵地ではない。
- ・隣接施設への工事期間中の騒音・振動等の影響が少ない。

16点で2位

### ②敷地の形状と広さ【6項目×5点=30点】

- ・土砂災害警戒区域には該当せず、想定浸水深は3m未満。
- ・建物が配置しやすい傾斜のない整形地で、来院者駐車場等も含め十分な病院用地を確保できる。将来的な拡張性もある。
- ・良好な療養環境を阻害する施設はほとんどなく、医療施設整備に伴い周辺地域の活性化等も期待できる。

25点で1位

### ④整備費用【4項目×5点=20点】

- ・市街化調整区域を含み、土地単価は高額にならない。
- ・多額の移転補償費が必要となる大型物件はない。農業用倉庫やビニールハウスのみ。
- ・十分な敷地を確保できるため、地下駐車場などの特殊な付帯工事は不要。
- ・盛り土は必要だが、大規模な造成工事ではなく、造成費は少額。また、浸水対策用のアクセス道路整備等不要。

16点で3位

## こむらの見解

9月議会では知事に対して、「最後に決定するのが県である。恣意的な判断をしないこと明確にするべきである。」と繰り返し質問しました。

移転候補地を比較するにあたって、①アクセス性②敷地の形状と広さ③整備スケジュール④費用対効果の4つの観点、計24の比較項目を設定し、1項目5点満点で定量的に採点・評価し選定するとしていました。

それら奈良県の発表を受けて、重要な点を2つ提案しました。1つは、『運営側である病院機構が重視する観点を24項目の中に重点的に入れる必要があること。』もう1つは、『第三者の目で評価項目のアドバイスをい

ただき、項目の妥当性を確保すること。』これらの意見に対して、知事は『こむら議員に100%同意する』と発言されました。

12月1日、奈良県は西和医療センターの移転候補地が斑鳩町に決定したことを発表し、西和7町から情報提供を受けた8か所と当初案1か所の比較検討結果も公表しました。斑鳩町は89点。次いで、平群町が80点、三郷町が78点。当初案の王寺駅南側は68点でした。

令和13年度の開院は堅持すべきです。移転候補地が決まったからといって、すぐに建設ができるわけではありません。県の事業ですので地元の県議会議員としてしっかりと注視し、中西町長と引き続き連携し、計画を推し進めてまいります。

### 活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などで近隣の催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNSはこちら



ご意見・ご要望はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123  
生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 Mail 080-6234-2379  
komura@kyouikujuuku.com

FAX 0745-75-7898

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和6年1月14日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会案内 2,112部				
対象者	生駒郡・県民				
配布方法	郵送				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県議会 一般質問のご案内				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌添え状コ ピー用紙代	Amazon	2,610円	A4 2500枚	161
	広報誌郵送用宛 名ラベルシート	Amazon	8,260円	12面 20シート×10	176
	広報誌添え状コ ピー用紙代	Amazon	2,529円	A4 2500枚	185
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	122,578円	@62×1,805通 @84×127通	192
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	13,140円	@73×180通	193
合計 149,117円 ※95%充当 141,660円					
備考	添付資料：議会案内 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

さて、同封の紙面の通り奈良県議会において、  
一般質問をさせていただきます。

お時間を許しましたら奈良テレビにて、県議  
会の活動の一端をご覧ください。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後  
ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い  
申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己



日時：3月6日(水) 15:00～

奈良テレビにて生放送 ※議事により遅くなります。

質問内容は以下の通りです。

番号	答弁者	質問項目	質問要旨
1	知事	五條市の県有地の新たな活用方策について	五條市の県有地の新たな活用方策について、どのような検討を経て意思決定されたのか、その具体的な経緯を伺いたい。
2	知事	大阪・関西万博について	会場建設費が高騰する大阪・関西万博の運営に対する知事の所見はどうか。
3	知事	高等学校授業料の無償化について	(1) 高等学校授業料の無償化の政策目的は何か。 (2) 議会の本会議や委員会における説明や議論を経ずに、令和5年10月の定例記者会見で制度案を発表したのはなぜか。
4	知事	障害者スポーツの活性化について	全国障害者スポーツ大会の本県での開催を契機として、障害者スポーツをさらに盛り上げていくため、ハード面・ソフト面両面からしっかりと取り組んでいくことが重要だと考えるが、知事の考えを伺いたい。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 小村尚己					
年 月 日	2023年11月30日他				
表題	ボネクタ政務活動プラン 奈良県議会議員 小村尚己				
対象者	県民、すべてのインターネットユーザー				
開設目的	広く県政での活動を知っていただくため				
按分率の説明	ブログ機能を主に使い県政報告を発信している。選挙応援などの記事が僅かにあるため、県政報告ビラと同率の按分。				
内容	ボネクタのブログ機能を使い県政報告を発信。一ヵ月で約2000ビューワーに見ていただいている。また、全国地方議会勉強会のアーカイブや、全国議会議事録検索機能を用い、議会活動に役立っている。				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ政務活動プラン11月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	129
	ボネクタ政務活動プラン12月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	155
	ボネクタ政務活動プラン1月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	174
	ボネクタ政務活動プラン2月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	190
	ボネクタ政務活動プラン3月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	208
合計 58,410円※		95%充当	55,485円		
備考	ホームページアドレス : <a href="https://go2senkyo.com/seijika/160776">https://go2senkyo.com/seijika/160776</a> 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

# 料金について

政治活動部分と政務活動動部分を整理し、  
料金も切り分けました。

プラン	料金	政治活動費分 (実質負担額)	政務活動費充当可能分 <small>※他分比率等により変更</small>
都道府県	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
政令指定都市	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
特別区	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
中核市	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
一般市	6,400円(税抜)	640円(税抜)	5,760円(税抜)
町	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)
村	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)

— その他オプションメニュー —

## 更新作業代行サービス

月額 12,000円 ~ ※複数プランあり

## 広報広聴仕様のネット広告

パナー画像・YouTube動画・SNS配信  
サブスクリプション、スポット広告も

## Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社 (以下「当社」といいます。)は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員 (第1条に定義されます。)が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者となつてなることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約 (以下「本規約」といいます。)を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員 (第1条に定義されます。)として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本規約 (第1条に定義されます。)が成立します。

### 第1章 総則

#### 第1条 (定義)

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- ① 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいひ、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- ② 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいひます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいひます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- ④ 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」をいひます。
- ⑤ 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいひます。
- ⑥ 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいひます。
- ⑦ 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいひます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者 (但し、これらに限定されません) が含まれます。
- ⑧ 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいひます。
- ⑨ 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいひます。
- ⑩ 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求めらるる情報をいひます。
- ⑪ 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した (当社に掲載を依頼した場合を含みます) 情報 (文章、写真、静止画、動画、音声等) を含みます。以下同じ。) のすべてをいひます。会員は、本規約に依り、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができま。
- ⑫ 「本規約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

#### 第2条 (本規約の変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本規約は、変更後の本規約が適用されるものとし、ます。
- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- ⑫ 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他の当社所定の方法により会員に周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続きをとならなかつた場合、当該会員は本規約の変更と同意的なものとなります。

#### 第3条 (会員登録)

1. 会員は、当社が定める方法に従って、(本サービスに複数のプランがある場合) 本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であつた場合又は当該地位を喪失した場合であつても、当該会員は、これをもって本規約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本規約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠つた場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにかかわらず、ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものものとします。

#### 第4条 (アカウントの管理)

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、買入れ等をし、又は使用させてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者ご利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

#### 第5条 (本サービスの料金)

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを提供することができま。
3. 会員が、本サービスのうちその所屬・地位 (立候補予定を含む。) に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用を開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるところより、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。

(1) 会員が変更前サービスの料金について12か月分を一括して支払い済みである場合  
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの12か月目までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。

(2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合

会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。

この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。

5. 前項の差額の支払い額は、当該地位の変動があった日から7日以内に、第1項に定める方法で支払うものとします。

6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

#### 第6条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1年間】とします。ただし、当該期間満了の【2週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。

2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受済済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第7条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができます。

- (1) 会員登録をした者が実在しない場合
- (2) 本人でないことが判明した場合
- (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
- (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
- (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
- (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
- (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
- (9) 第16条に定める禁止行為を行った場合
- (10) 第17条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
- (11) 本規約に違反した場合
- (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
- (13) 差入、仮差入、便差入、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分な

#### どを受けた場合

(14) 窃盗、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合

(15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合

(16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合

(17) 事業の停止若しくは廃止（休業を含みます。）、又は解散の決議をした場合

(18) 借入状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の理由が生じた場合

(19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合

2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第8条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。

(1) 前条により会員資格を取り消された場合

(2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合

(3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合

(4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）

(5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合

(6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合

2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第9条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。

2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。

3. 第1項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。

4. 当社は、会員登録抹消の日から30日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。

5. 掲載情報の取扱いは、会員登録抹消後も第10条の定めに従うものとします。

#### 第10条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾を含みます。）するものとします。

- (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、複製、翻訳、編集、要約、公然送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
- (2) 掲載情報を他の情報財と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、複製、翻訳、編集、要約、公然送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
- (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
- (4) 第三者に対し、前3号の利用を再許諾すること

2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Webサイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。

3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作権人権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権人権を行使させないようにする



ものとしします。

#### 第11条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

#### 第12条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携先の廃止、新たな提携を含みます。）をすることがあります。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができます。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとしします。

#### 第13条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを学芸家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条（総）項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

#### 第14条 (掲載等の中止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができます。
  2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとしします。
- #### 第15条 (第三者からの問い合わせ、クレーム等)
1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとしします。
  2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとしします。

#### 第16条 (禁止行為)

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとしします。
  - (1) 本規約に違反する行為
  - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
  - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
  - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

(6) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為

(6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為

(7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になります行為

(8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為

(9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

(10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為

(11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

(12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為

(13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為

(14) 前各号のいずれかにかかわらず該当事業者が第三者が行っている行為を含みます) を助長する目的の行為

(15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、前項各号のいずれかにか該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとしします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者が生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

4. 会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとしします。また、会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとしします。

#### 第17条 (掲載禁止情報)

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかにか該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとしします。

(1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報

(2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報

(3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報

(4) 連帯取引取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報

(5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報

(6) 犯罪を勧誘又は助長する情報

(7) 公序良俗に反する情報

(8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報

(9) 法令の定め違反する情報

(10) 虚偽の情報

(11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとしします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者が生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとしします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

#### 第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者が生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容及び本契約の不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
- (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
- (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
- (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は、消失若しくは毀損しないこと
- (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用制限、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の期間内に応答すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果として、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。

5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に際して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地震、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

6. 本サービスの利用に際し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）に合った場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

#### 第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

#### 第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとします。

3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関して、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

#### 第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。

- (1) システム等の保守・点検を行う場合
- (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
- (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
- (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
- (5) 電気通信業者が電気通信業務の提供を中止する場合
- (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
- (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

#### 第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

#### 第25条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づき請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

#### 第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

#### 第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での提示、電子メールの送信、文書の送付（FAX送信を含む。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。

2. 通知される事項は、当社が本サイト上での提示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを配信し、又は文書を送付した時点からその効力を生じるものとします。

#### 第28条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。
2. 当社は、当社の故意又は重大失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去1年間に当社が当該会員から現実にかつて受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

#### 第29条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

#### 第30条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約及び本規約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本規約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

#### 第31条（合意管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、断然に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

#### 第32条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等組織、特殊知能暴力団員に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してたと認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関与する企業、団体と取引等を行っていると思われる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことと確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 当社は、会員が前2項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。

4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、また、

#### 第33条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他の形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
  - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
  - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
  - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
  - (5) 法令の定め又は表決所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のために必要のある従業員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託者、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者へのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

#### 第34条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

#### 第35条（準拠法）

本規約に基づく本規約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

#### 第36条（取消条項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第10条、第11条、第12条第4項、第13条、第14条第2項、第15条、第16条第3項及び第4項、第17条第3項及び第4項、第18条、第19条第2項、第20条、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条、第25条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条第4項、第33条、第34条、第35条、本条、第37条並びに第39条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

## 第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

### 附則

2016年11月1日 制定・施行  
2018年12月4日 改定  
2020年3月31日 改定  
2023年9月8日 改定

### 第37条 (適用範囲)

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があります。本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）については、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

### 第38条 (プランの変更に関する特約)

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更するプランに変更する（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるに当たり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づき本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることができません。
  - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
  - (2) 責めに帰すべき事由がないにも関わらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

### 第39条 (本プランにおける免責)

1. 当社は、本プランに関して次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
  - (1) 本プランの完全性、正確性、目的性、有用性
  - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
  - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
  - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	令和5年4月～令和6年3月			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2023年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 数ヶ月に一度、勉強会を開催</p> <p>◆参加者の状況 県・市町村議会議員 など</p> <p>◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥30,000		64
		合計 30,000 円（全て政務活動）		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	令和5年5月～令和6年3月			
年会費名	奈良政策研究会・会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6%（懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活躍している</p> <p>◆本会の活動頻度 年四回の講演の開催、県外研修</p> <p>◆参加者の状況 地方議員、経営者や団体の役員等が参加</p> <p>◆効果 本会議等での質問に役立てている</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	5月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	15
	6月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	35
	7月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	56
	8月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	81
	9月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	94
	10月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	113
	11月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	132
	12月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	153
	1月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	172
	2月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	188
	3月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	206
	合計		57,420円	全て 66.6% 充当
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良政策研究会規約

### (名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町  
10-26 近畿ビル内に置く。

### (目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な  
地域づくりを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

### (構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の  
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す  
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席  
を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。  
(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名   |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名  |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

### (任 期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。



(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認められた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
  - 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

令和5年度事務所(駐車場)状況報告書

会派・議員名 小村 尚己

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒郡斑鳩町興留 6-402-1
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 $m^2$ (a) うち政務活動使用面積 $m^2$ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = / → 按分率 /
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方: )
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会活動との按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方: )
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

興留6丁目 露天駐車場 / ガレージ 賃貸借契約書

甲 借主 小村尚己

乙 貸主                     

第1条 甲は乙の所有する下記表示の物件（以下本物件という）を自動車の駐車の用に供する為借り受け、他の用途に使用しないことを約した。

【物件表示】

奈良県生駒郡斑鳩町興留6丁目402-1

興留6丁目 露天駐車場 / ガレージ No.10号

第2条 本物件の使用期間を、令和2年3月1日より令和3年2月28日までの12ヶ月間とする。ただし、本契約期間満了の日までに甲乙の何れかに異議がなければ本契約を更新することができる。

第3条 本物件を一台につき月額 7,000円也とし 1台分計金7,000円也を毎月末日までに翌月分を乙が指定した下記の銀行口座に支払わなければならない。なお、同上期日までに賃料の納入なき場合は、直ちに催告無しに乙が本契約を解除されても甲は異議なく承諾するものとする。

【指定口座】

南都銀行                     

いかるが不動産 宛

第4条 甲は本物件を乙の事前承諾を得た用途以外に使用することはできない。

第5条 本駐車場内での天災、火災、盗難、違法駐車その他一切の甲の損害についてはその原因の如何を問わず乙がその責めを負わない事を甲は承諾する。

第6条 甲は車両の敷地内への出入り保管に十分注意し、甲並びに甲の関係人が万一、故意又は過失により敷地内の施設若しくは他の車両に損害を与えたるときは甲の責任において速やかにその補償をすべきものとする。

第7条 甲乙の何れかが本契約を途中解約しようとするときは、その相手方に対し1ヶ月以上前に通知しなければならない。ただし、甲の違約による契約解除の場合は乙が解除通告を甲に発送した時とする。また、本契約が終了した時には甲は乙に対し明け渡し移転料等の一切の金員を請求することはできない。

第8条 本契約の期間満了又は解約、解除による本契約終了後も甲の車両等の残置ある場

合にはこれを乙の方法にて適宜処分しても甲は異議がないものとし、またこれに要したる実費並びに損害金は全て甲の負担とする。

第9条 本契約の保証金として金7,000円也を甲は乙に預託し、乙はこれを受領した。本金員は甲が乙に対する本契約終了による一切の債務を精算したとき利息を賦せず甲に全額返還するものとする。ただし、甲の未払い債務があるときは本金より弁済充当するものとする。

第10条 甲が乙に車庫証明等の証明類の発行を求めたときには、乙は必要に応じ駐車料6ヶ月分の前納を求めることができるとし、その証明料は1台につき金12,000円也とする。

本契約を証するため甲乙双方署名押印の上本契約書2通を作成し、各々各1通を所持するものとする。

令和2年2月 日

甲

住所

氏名

TEL

乙

住所

氏名

管理者

住所

氏名

TEL

奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目15番33号

(株) いかるが不動産

代表取締役 東 丈司

0745-74-0056



令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 小村 尚己

① 雇用者	氏名 住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用（業務委託契約） <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	2023年 5月 1日～ 2024年 4月 30日			
④ 職務内容	政務活動および後援会活動事務作業（契約書参照）			
⑤ 給料（賃金）	121,000 円 （ <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給）			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 （後援会活動と按分） → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 2</span>			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



# 業務委託契約書

小村尚己（以下、「甲」とする）と [REDACTED]（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

## 第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

## 第2条（業務の内容）

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
  - ①甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
  - ②甲が指定するデータ入力・管理する業務
  - ③甲が指定する書類作成・管理する業務
  - ④甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
  - ⑤その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

## 第3条（業務の遂行）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

## 第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

## 第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 121,000 円（税込）支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

## 第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条 (不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条 (解約)

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
  - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 5月 7日

甲 (委託者)

住所 奈良県生駒郡斑鳩町興留 7-7-2  
氏名 小村 尚己

乙 (受託者)

住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

